

4. 契約書

(1) 住宅管理組合駐車場自動車駐車契約書……………	1
(2) 住宅管理組合駐車場 2 台目自動車駐車契約書……………	3
(3) 来客駐車場期間使用契約書……………	4

4. 契約書

住宅管理組合駐車場自動車駐車契約書

グリーンメゾン鶴牧ー3住宅管理組合理事長（以下「甲」といいます。）と
グリーンメゾン鶴牧ー3分譲住宅団地居住者（以下「乙」といいます。）とは、甲の経営する団地内 第 号駐車場内に乙の保有する下記の自動車を駐車するため次条以下の通り契約を締結します。

自動車の表示

- (1) 車輛型式
- (2) 車輛登録番号

第1条（駐車場使用の証明）

甲は、乙の請求により、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の確保を証する書面に所要の証明を行います。

第2条（駐車料金）

駐車料金は、月額 円也と定め、乙は、本契約締結と同時に当該月額を甲に支払い、爾後毎月25日までにその月額を甲の定める方法により支払うものとします。ただし、月の途中で契約締結の場合は、1カ月を30日として日割計算とします。

2月の中途に於いて解約した場合は、乙はその月の月額分を支払わねばなりません。ただし、乙が1カ月の予告期間をもって解約の申告をした場合は、日割計算にて支払うことができます。

第3条（敷金）

乙は、本契約成立と同時に敷金として月額駐車料金の3カ月分を甲に預託します。ただし、敷金には利子をつけません。敷金は本契約の解除の日から起算して、14日以内にその金額を乙に返還します。

第4条（乙の賠償義務）

乙またはその代理人、使用人、運転手、同乗者、その他乙に関係する者が故意又は過失により本駐車場又はその施設並びに本駐車場に駐車中の自動車又は附属品に損害を与えたときは、乙は、自己の責任においてその損害金を直接相手方に対して賠償しなければなりません。

第5条（甲の免責）

天災、地変、火災、盗難その他の被害など甲の責に帰すべからざる事由によって自動車その他の物件に損害が生じても、甲は、一切その責を負いません。

第6条（乙の義務）

乙は、駐車場の利用に際しては、甲の別に定める駐車場利用規則及び甲又は甲の指定する者の指示を遵守しなければなりません。

なお、自己保有車の車種等に変更があった場合は、乙は、別に定める様式により、すみやかに甲に届出なければなりません。

第7条（利用権の譲渡：禁止）

乙は、乙の保有にかかわるといえども、契約外の自動車を駐車せしめ、又は他人に本駐車場を利用せしめ、或は、本契約上の権利を譲渡することはできません。

第8条（ステッカー）

乙は、甲が有償で乙に貸与するステッカーを、自動車のリヤウインドガラスに貼付しておかなければなりません。このステッカーは、この契約の解除又は解約のとき、甲に返還するものとします。

4. 契約書

第9条（駐車料金の変更）

甲は、施設の改善又は一般物価の変動等により必要と認めるときは、契約期間内といえども1カ月の予告期間をもって駐車料金を改定することができます。

第10条（解約）

本契約期間中に解約しようとするときは、甲又は乙は1カ月前に各々相手方に予告なければなりません。ただし、乙が当該団地から退去するときは、乙は退去する日をもって本契約は当然解約するものとします。この場合の駐車料金は第2条の約定により計算します。この場合、乙が2週間前に甲に予告せねばなりません。

第11条（契約の解除）

乙が本契約に違反したときは、甲はなんらの予告なしに直ちに本契約を解除することができます。

第12条（契約の更新）

本契約期間の満了1カ月前までに甲乙いずれよりも解約の申出をしないときは、本契約はさらに1カ年更新されたものとし、その後においても同様とします。

第13条（契約の期間）

本契約の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、それぞれ署名、捺印のうえ各1通を保有します。

令和 年 月 日

甲 グリーンメゾン鶴牧ー3住宅管理組合

理事長 印

乙 印

住宅管理組合駐車場 2 台目自動車駐車契約書

グリーンメゾン鶴牧ー 3 住宅管理組合理事長（以下「甲」といいます。）とグリーンメゾン鶴牧ー 3 分譲住宅団地居住者（以下「乙」といいます。）とは、甲の経営する団地内第 号駐車場内に乙の保有する下記の 2 台目自動車を駐車するため次条以下の通り契約を締結します。

自動車の表示

- (1) 車輛型式
- (2) 車輛登録番号

甲と乙は、すでに契約を締結している住宅管理組合駐車場自動車駐車契約書（以下 1 台目契約書といいます。）の該当する各条項を尊重することを原則とします。

第 1 条（駐車場使用の証明） 1 台目契約書と同一とします。

第 2 条（駐車料金） 駐車料金は、月額 7, 500 円也とし、その他の内容は 1 台目契約書に従うものとします。

第 3 条（敷金） 2 台目駐車について、乙の甲への敷金の預託はないものとします。

第 4 条（乙の賠償義務） 1 台目契約書と同一とします。

第 5 条（甲の免責） 1 台目契約書と同一とします。

第 6 条（乙の義務） 1 台目契約書と同一とします。

第 7 条（利用権の譲渡：禁止） 1 台目契約書と同一とします。

第 8 条（ステッカー） 1 台目契約書と同一とします。

第 9 条（駐車料金の変更） 1 台目契約書と同一とします。

第 10 条（解約） 1 台目契約書と同一とします。

第 11 条（契約の解除） 1 台目契約書と同一とします。

第 12 条（契約の更新） 本契約は毎年更新するものとします。

第 13 条（契約の期間）

本契約の有効期間は、

令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。

この契約を証するため、契約書 2 通を作成し、それぞれ署名、捺印のうえ各 1 通を保有します。

令和 年 月 日

甲 グリーンメゾン鶴牧ー 3 住宅管理組合
理事長

⑨

乙 号棟 号室

⑨

4. 契約書

来客駐車場期間使用契約書

グリーンメゾン鶴牧住宅管理組合（以下「甲」と、 号棟 号室 様
（以下「乙」）は、次のとおり来客駐車場期間使用契約（以下「本契約」）を締結した。

（目的）

第1条 駐車場甲はその所有する次の駐車場に乙が第2条の車両を駐車することを約した。

駐車場名 : 来客駐車場
: 当該区画の 番 部分

第2条（駐車車両）乙は自己の使用する普通自動車（車両 No ）
の駐車場所としてのみ、本件駐車場を使用する。

第3条（使用料）賃料は、一ヶ月 金8,000円とし、乙は毎月月末日までに翌月分の
賃料を甲に持参し支払うものとします。

第4条（使用期間）使用期間は、月間とします。ただし、甲乙の双方どちらかの申し出が
ない限り、本契約は自動更新するものとします。

第5条（事故等の責任）本件駐車場内での盗難、損壊などの事故が発生した場合及び他車
等のトラブルが発生した場合、甲は一切の責任を負担しない。

第6条（遵守事項）乙は次の事項を遵守しなければならない。

- ① 駐車場の現状を変更してはならない。
- ② 駐車位置等を変更する場合は、事前に甲の承諾を得なければならない。

第7条（契約解除）乙が次の場合の一つに該当したとき、甲は催促しないで直ちに本契約
を解除することができるものとする。

- ① 一ヶ月以上の賃料の支払いを怠ったとき。
- ② 賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における甲と乙との間の信頼
関係を著しく害すると認められるとき。
- ③ その他本契約に違反したとき。

第8条（途中解約）甲または乙は契約期間中であっても一ヶ月以内に予告し本契約を解除
することができる。一ヶ月に満たない期間の解約、その期間の賃料は日割計算とし、1日
賃料：270円とする。

4. 契約書

以上、本契約の成立を証するため、この契約書を2通作成して、双方署名捺印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都多摩市鶴牧3丁目13-11
グリーンメゾン鶴牧住宅管理組合
理事長

㊞

乙 住所

氏名

㊞

4. 契約書

